

事業評価シート【新規事業-1】

事業名	重度心身障害者(児)医療費助成事業			基本計画	章	2	総合戦略	基本目標	
事業コード					節	4		施策の方向	
課係名	障害福祉課障害福祉係	内線			項	1		施策	
担当者氏名			職名		細項目	2		整理番号	

**事業概要** 現在、重度の身体障害者手帳及び療育手帳所持者を助成対象とする本事業に、令和2年度(令和2年8月)より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに助成対象として加えようとするもの。

**現在の課題や市民要望など** 現在、重度の身体及び知的障害者のみを対象とし、重度の精神障害者のみが助成対象外とされている中で、平成30年6月市議会及び県議会に、精神障害者の家族会から対象拡大の請願書が提出され、それぞれ採択された。また、本年2月県議会定例会において、一般質問の答弁で、知事が精神障害者への対象拡大の意向を表明した。以上のことを踏まえ、従来より本市では、県の方針に従って事業を運営していることから、重度精神障害者を助成対象とする方向で検討するに至ったもの。

**事業目的**  
 ① 重度精神障害者の医療費負担を軽減する。  
 ② 医療費助成について、身体、知的、精神の三障害の扱いを平等にする。  
 ③  
 ④

**個別取組**  
 ① 精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象とする制度設計に取組む。 ② 精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象とする制度設計に取組む。  
 ③ ④

**事業による改善・変更点**  
 ① 精神障害者保健福祉手帳1級所持者の医療費負担が軽減され、福祉の増進が図られる。 ②  
 ③ ④

**事業対象**  個人・世帯  団体(民間)  団体(公共)  内部管理  その他 ( )

**内容** ① 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ②  
 ③ ④

**業務形態**  全部委託  一部委託  直営  負担金・交付金  その他 ( )

**内容** ① 重度心身障害者(児)医療費助成 ②  
 ③ ④

**支出根拠**  有  無 **法令要綱等名称** ① 茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例 ② 茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則  
 ③ ④

**事業継続**  単年度  複数年度:無期 **後年度負担**  有  無  
 複数年度:有期[ 始期 ~ 終期 ] **内容**

事業費の積算	R2年度	○医療費 ・94人(R1.9月末現在の精神障害者手帳1級所持者)×172,082円(先進市H30年度実績平均額)=16,175,708円① ○手数料 44人(国保)×80円×2.2回/月×12ヶ月=92,928円② 50人(社保)×76円×2.2回/月×12ヶ月=100,320円③ ①+②+③=16,368,956円④ ※手数料の2.2回はH30年平均利用回数(以下同様) R2年度は、8月診療分(10月支出)から1月診療分(3月支出)の6ヵ月間となるため、④×1/2=8,184,478円	事業費	8,184,478	事務スケジュール	年月	内容
			国 県	4,092,239		11月7日	企画政策課・財政課合同説明聴取
市 債		11月8日	新年度予算要求書提出				
その他		11月11日	政策調整会議				
一般財源	4,092,239	11月19日	庁議				
事業費	17,065,521	令和2					
国 県	8,532,760	2月	条例改正に係る議案を議会に上程				
市 債		3月	改正条例の制定				
その他		3月	条例施行規則の改正				
一般財源	8,532,761						
事業費	17,762,086						
国 県	8,881,043						
市 債							
その他							
一般財源	8,881,043						

**経費節減効果**  有  無 **節減効果** **金額** 千円 **内容**

主要指標	指標の種類		計算方法	目標(推計)値		
	名称			令和2年度	令和3年度	令和4年度
■活動指標	①	助成件数	94人をベースに毎年度4%増	94	98	102
	②	助成金額	助成件数×172,082円	8,184,478	17,065,521円	17,762,086円
■成果指標	①	助成金額/1人	助成金額÷助成件数	87,069円	174,138円	174,138円
	②					

## 事業評価シート【新規事業-2】

項目別評価	1. 実施主体・目的の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。</li> <li>・総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	身体及び知的障害者の医療費助成について自治体を実施しており、精神障害者への医療費助成についても、障害者への医療費助成事業の一環として自治体が関与すべき事業である。
	2. 事業の有効性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図した成果は確実に得られるか。</li> <li>・類似の目的を持つ事業はないか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施することで、重度精神障害者の医療費負担の軽減が確実に図られる。</li> <li>・類似の制度として自己負担1割とする自立支援医療（精神通院医療）制度があるが、精神通院に限定された医療費助成であり、医療保険診療に係る医療費を助成する他の障害とは大きな格差がある。</li> </ul>
	3. 事業の効率性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。</li> <li>・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険診療に係る医療費の助成を行うものであり、削減の余地は無いものとする。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加していることから、将来的な市の負担の増加は不可避であるとする。</li> </ul>
	4. 緊急性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今実施しなければならない理由。</li> <li>・実施しない場合の問題点。</li> </ul>
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. すぐに実施する必要有 B. 2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県が令和2年8月からの実施に向けて準備を進めており、県内各市町村も県に追随する形で制度設計に取り組んでいることから、来年度8月からの実施としたい。</li> <li>・実施しない場合、実施済みの他の市町村と本市との間で差が生じることとなる。</li> </ul>
5. 市民要望・公平性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういう市民要望があるのか。</li> <li>・受益者負担は適正か。</li> <li>・公平性の点から受益の偏り（特定の地域や個人等）はないか。</li> </ul>	
評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
B	A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の家族会から市議会及び県議会に対して精神障害者を助成対象に加えるよう要望する請願書が提出され、それぞれ採択されている。</li> <li>・三障害平等の観点から、重度精神障害者を助成対象に加えることにより、当制度の公平性に繋がるものとする。</li> </ul>	
6. 同規模他市・周辺市町村の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの自治体で実施、同規模以上の自治体は実施、ほとんど実施していないが先進的な取り組みであるなど、具体的に記述</li> </ul>	
県内においては、千葉市や野田市を始め7市がすでに実施しており、令和元年8月時点の県の調査では、県内54市町村のうち、銚子市を除き、すでに実施している7市以外の46市町村も対象拡大に向けて取り組む意向である。			

総合評価	■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性		
	評価	◎評価理由	
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	後期基本計画において、「障害福祉サービスの質・量の充実」に該当すること。また、県内ほぼすべての自治体が事業実施に向けて取り組んでいることから、地域間格差をなくすためにも事業の実施は妥当である。
	■政策調整会議による評価		
	評価	◎評価理由	
A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	精神障害者のみを対象から除外する理由もなく、県内の他自治体も実施の意向を示していることから、事業を実施するものとする。	
■庁議による方針			
評価		具体的な方向性	
A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	担当課の提案通り実施するものとする。	